



緊急事態宣言が発出されています

1月7日に、国より緊急事態宣言が発出され、同日に、東京都より緊急事態措置等が発表されました。

市では、このことを受け、市内公共施設の利用時間について右記のように決定いたしました。

引き続き、「マスクの着用・手指消毒」や「3密(密集・密接・密閉)を避けた行動」などの新型コロナウイルス感染症対策を講じるとともに、不要不急の外出自粛、特に午後8時以降の不要不急の外出自粛の徹底をお願いします。

市内公共施設の利用時間

1月8日～2月7日の期間は、原則、午後8時までとする

※詳しい内容また、最新の内容は、市HPまたは各施設へお問い合わせください。



西東京市長選挙

投票日 2月7日(日) 午前7時～午後8時

告示日 1月31日(日)



令和2年度明るい選挙ポスターコンクール出展作品 西東京市立田無第四中学校3年生の作品

西東京市長選挙は、1月31日(日)に告示され、2月7日(日)が投票日です。これからの西東京市を託す人を選ぶ大切な選挙です。貴重な一票を大切に必ず投票しましょう。
▶選挙管理委員会事務局 ☎042-420-2801

投票所での新型コロナウイルス感染症対策

選挙管理委員会では、皆さんが安心して投票できるよう、投票所内での感染・まん延防止対策に取り組んだうえで選挙を実施します。投票所にお越しになる際は、皆さんもご自身の予防対策をしていただいたうえで、投票をお願いします。

□選挙管理委員会が行う感染症対策

- 投票所にアルコール消毒液を設置します。
- 投票所の受付では飛まつ防止のための透明な仕切りを設置します。
- 事務従事者などはマスクおよびプラスチック手袋を着用します。
- 定期的に投票所の換気を行います。
- 定期的に記載台・鉛筆などの備品の消毒を行います。

□有権者の皆さんにお願いする感染症対策

- 持参した鉛筆(シャープペンシルを含む)などを使用することができます。 ※ボールペン(特に水性)などはインクがにじむ可能性があるため、推奨しません。
- マスクを着用し咳エチケットにご協力ください。
- 来場前後の手洗い・消毒にご協力ください。
- 周りの方との距離を保つようお願いします。
- 投票日当日の投票所の混雑緩和のため、期日前投票もご利用ください。

投票できる方

- 次のいずれにも該当する方
- ①平成15年2月8日以前に生まれた方
 - ②令和2年10月30日以前に本市に転入届出などを行っている方
 - ③引き続き3カ月以上本市に住民登録がある方

投票所 入場整理券

各世帯宛に封書でお送りします

※西東京市長選挙のため、入場整理券は市外転送されません。



※届いている場合

ご自分の入場整理券をお持ちになり、投票所へお越しください。

※届いていない場合

選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、期日前および当日の投票ができますので、係員にお申し出ください。

投票日当日に入場整理券をお持ちにならなかった場合は、投票所で再発行しますので係員にお申し出ください。その際、保険証・運転免許証などをお持ちいただけると手続きがスムーズです。

最近住所を移した方

		今の住所の投票所	前の住所の投票所
市内 転居	12月26日以前に転居届出をした方	○	
	12月28日以降に転居届出をした方		○
市に 転入	10月30日以前に転入届出をし、引き続き本市に住民登録がある方	○	
	10月31日以降に転入届出をした方		投票できません
市から 転出			投票できません

投票の方法

投票用紙を交付しますので、候補者1人の氏名をはっきりと書いて投票箱に投函してください。

無効票とならないために

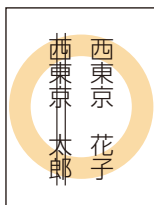
●不要なことを書かない

2人以上書いたり関係ないことを書いたりすると無効となります。



●書き間違えたときは訂正を

間違えた部分を2本線で消して、横に正しく書き直してください。



体が不自由な方

- 投票用紙への記入が困難な方は代理投票(係員による代筆)ができます。その際は、係員が投票する方の意思確認をします。ご不安な方は、事前にご相談ください。
- 目の不自由な方は点字投票ができますので、お申し出ください。
- 各投票所には、車いす・拡大鏡・老眼鏡・文鎮などを用意しています。いずれも、希望する方は投票所の係員にお申し出ください。